

内部統制システム構築の基本方針に関する決議について

当社は、平成18年5月29日開催の取締役会において、内部統制システム構築の基本方針に関し、下記のとおり決定いたしましたのでお知らせします。

記

1. 業務運営の基本方針

当社では、以下の経営理念に従い、フジオ-ゼックス企業人として公正・正当・妥当に行動致します。この経営理念の主旨を具体的に従業員に解説し、日頃の職務を執行するにあたっての指針としております。

【経営理念】

- (1) 技術を極め、お客様の高い信頼と満足を頂ける製品を提供します。
- (2) 地球環境を守り、社会に信頼され、貢献する企業を目指します。
- (3) 常に高い目標に挑戦し、企業の発展と個人の成長を喜び合える風土の醸成に努めます。

2. 使用人の職務の執行が法令・定款に適合することを確保するための体制/取締役の職務の執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

コンプライアンス体制に係る規程を制定し、取締役・使用人が法令・定款および当社の基本方針を順守した行動をとるための「経営理念」を定め、代表取締役が繰り返しその精神を取締役・使用人に伝えることにより、倫理をもって行動し、法令遵守をあらゆる企業活動の前提とすることを徹底する。

また、代表取締役社長を委員長とする「企業倫理委員会」を設置し、取締役・使用人が経営理念に従い、フジオ-ゼックス企業人としての公正・正当・妥当な行動を順守するよう啓蒙、監査、改善是正を継続する。「企業倫理委員会」は原則として6ヶ月に1回、必要あるときは随時、開催する。

コンプライアンス統括部署(総務部・経営企画部より形成)を設け、全社のコンプライアンスの取り組みを横断的に統括することとし、同部署を中心に階層別教育を行う。

内部監査部門は、コンプライアンス統括部署と連携の上、コンプライアンスの状況を監査する。これらの活動は定期的にとり締役会および監査役会に報告されるものとする。

法令・定款上疑義のある行為等について使用人が直接情報提供・相談を行う手段として、ホットラインを設置するとともに当該使用人に不利益な扱いを行わない旨等を規定する「内部通報制度規程」を制定する。

3. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する事項

社則の「文書管理規程」に従い、取締役の職務執行に係る情報を文書または電磁的媒体（以下文書等という）に記録し、保存する。取締役および監査役は、「文書管理規程」により、常時、これらの文書等を閲覧できるものとする。

また、情報の管理については「情報セキュリティ管理規程」及び、「個人情報取扱管理規程」に従い、適正に管理される。

4. 損失の危険の管理に関する規定その他の体制

損失の危機の管理に関しては、「危機管理規程」を制定するとともに、代表取締役社長を委員長とする「危機管理委員会」を設置し、当社及び当社グループ内において予想されるリスク及び潜在的リスクを排除・防止するための審議を行う。危機管理委員会は原則として6ヶ月に1回開催する。また突発危機が発生した場合の対処方針を検討し、対外的影響を最小限にするための対応策を協議する。

5. 取締役の職務執行が効率的に行われることを確保する為の体制

当社は、定例の取締役会を毎月1回開催し、重要事項の決定ならびに取締役の職務執行状況の監督を行うこととする。取締役会の機能をより強化し、経営効率を向上させるため、常務以上が出席する経営会議を毎月2回開催し、職務執行に関する基本的事項および重要事項に係る意思決定を機動的に行うこととする。取締役会・経営会議は、必要に応じ臨時に開催を可能とする。

社内規則に基づく、職務権限及び意思決定ルールにより、適正かつ効率的に職務の執行が行われる体制をとることとする。将来の事業環境を踏まえ中期経営計画および各年度予算を立案し、全社的な目標を設定する。また、每期当初に各事業部毎にコストに関する数値目標を含む数値目標の設定を行い、四半期毎に管理会計手法を用いて、目標の達成をレビューし、結果をフィードバックすることにより、職務の効率性を確保するシステムを採用する。

6. 監査役会がその補助すべき使用人を置くことを求めた場合における

当該使用人に関する体制

監査役は内部監査室所属の職員に監査業務に必要な事項を命令することができる。

7. 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役会は監査室に属する使用人の人事異動について、事前に人事担当取締役より報告を受ける事とともに、必要がある場合には、理由を付して当該人事異動につき変更を人事担当取締役に申し入れることができるものとする。また当該使用人を懲戒に処する場合には、人事担当取締役はあらかじめ監査役会の承認を得るものとする。

8. 取締役および使用人が監査役会に報告するための体制その他の監査役会への報告に関する体制

- (1) 監査役は経営会議及び職務執行に関する重要な会議及び委員会に出席することができる。
- (2) 監査役会と協議の上、監査役会に報告すべき事項を定める規程を制定し、この規程に基づき、取締役は次に定める事項を報告することとする。
 - 経営会議で決議された事項
 - 会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項
 - 毎月の経営状況として重要な事項
 - 内部監査状況およびリスク管理に関する重要な事項
 - 重大な法令・定款違反
 - その他コンプライアンス上重要な事項
- (3) 使用人は前項 および に関する重大な事実を発見した場合は、監査役に直接報告することができるものとする。

9. その他監査役会の監査が実行的におこなわれる事を確保するための体制

監査役会は代表取締役社長、監査法人とそれぞれ定期的に意見交換を開催することとする。

10. 株式会社ならびにその親会社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

子会社毎に、それぞれの責任を負う取締役を任命し、法令遵守体制、リスク管理体制を構築する権限と責任を与えており、本社コンプライアンス統括部署はこれらを横断的に推進し、管理することとする。

また、親会社グループとの内部監査の情報交換と監査技術の研鑽を図るために、「グループ監査研究会」への参加を行うこととする。